

長期にわたる土地収用許可および建物建設禁止と財産権

欧州人権裁判所一九八二年九月二二日判決

Sporrong and Lönnroth v. Sweden, Ser. A, No. 52

門田 孝

【事実の概要】

本件は、都市開発計画の一環として行なわれた私有地に対する長期にわたる収容許可、およびその土地における建物建設の禁止が、問題になつた事例である。

わられる)に基づいて行なわれ、政府が期限つきの収用許可を所轄の機関に付与し、期限内に補償額を決めるための司法手続が開始されることになつてゐたが、一九一七年法には具体的期限やその延長に関する定めはなかつた。もつとも、本件で問題となつたのは、一九四七年の建築法(*byggnadslagen*)——「一九四七年法」)第四四条の改正(一九五三年)により導入され、一九一七年法に編入された帶状収用という新しい手法であり、これは大規模な都市開発計画を念頭におき、新しい都市計画が構想されている段階で、その収用許可を発することを可能としていた。また、一九四七年法は、都市計画と合致しない建物建設を禁止しており、かかる禁止措置は、市町村の求めによりカウンティ行政委員会が行なうこととなつてゐたが、土地収用許可と法的な関連を有するものではなかつた。

申立人X₁(*Sporrong 不動産*)は、都心に位置し首都機能の集中するネーデル・ノルマルム地区に土地を所有する者であるが、その土地は一九五六六年七月三一日に政府が市議会に与えた帶状収容許可の対象に含まれていた。この収容許可のうちX₁の土地をカバーする部分は、その後市議会の求めに応じて、一九六一年七月に一九六四年七月三一日にまで、一九六四年四月に一九六九年七月三一日にまで延長され、さらに一九六九年七月の三度目の延長請求に対しては、司法手続による補償額決定のための期限として一九七九年七月三一日が設定された。また、一九五四年六月一一日に、ストックホルム・カウンティ行政委員会

は、高架道およびバイパス建設を理由にX₁の土地における建物建築禁止の措置を課し、この禁止措置はその後最終的に一九七九年七月一日にまで延長された。同じくネーデル・ノルマルム地区にある、申立人X₂(I. M. Lönnroth)の土地は、一九七一年九月二十四日に政府が市議会に付与した収容許可の対象となり、司法手続による補償額決定のための期限として一九七九年一二月三一日が設定された。この間X₂は収容許可の撤回を政府に求めたが聞き入れられず、財政的理由から試みた当該土地の売却も果たし得なかつた。また、一九六八年二月二九日に行政委員会は、駐車場建設予定地であることを理由に、X₂の土地における建物建築禁止の措置を課し、この禁止措置はその後最終的に一九八〇年七月一日にまで延長された。もつとも申立人らの土地は、最終的には収用されるには至らず、収用許可はいずれについても、一九七九年五月三日に市の求めに応じて政府により撤回された。こうした収用許可に対しては、当時スウェーデン国内法では原則として不服申立てないし訴訟による救済の途は開かれていたといふ事情もあって、申立人らは国内的救済を受けることができなかつた。

そこで申立人らは、一九七五年八月一五日に欧州人権委員会(以下「委員会」ともいう)に対して申立てを行ない、欧州人権条約(以下「条約」ともいう)第一議定書第一条で保障された財産を平穩に享有する権利に対する不当な干渉があつたこと、収用と補償の問題が合理的な期間内に決せられなかつた点で、妥当な

期間内に独立・公正な裁判所で公平な審理を受ける権利を保障した、条約第六条第一項違反があつたこと、および、権利侵害に対して国内機関による実効的救済が受けられなかつた点で、効果的な救済を受ける権利を保障した条約一三条違反があつたことを主張し、さらに第一議定書第一条との関連で、条約一四条(差別の禁止)違反および一七条(権利濫用の禁止)・一八条(制限目的外の権利制限の禁止)違反を申立てた。委員会は、一九七九年三月五日に、申立てが受理可能であると宣告し、一九八〇年一〇月八日の報告書において、条約一三条違反が存すると認めたが(二〇対二、棄権五)、第一追加議定書一条については一〇対三で、六条一項については一一対五で、さらに一四条、一七条および一八条については全員一致で、条約違反は存しないとの意見を表明した(Ser. B, No. 46, pp. 44-66)。

一九八一年三月に委員会およびスウェーデン政府から付託を受けた欧州人権裁判所(以下「裁判所」ともいう)小法廷は、一九八一年九月二十四日、「人権条約の、とりわけ六条および一三条の解釈に関する重大な問題」が提起されていることを理由に、事件を全員法廷に移すことを決定した。

【判旨】

1. 兩申立人に関して第一議定書第一条違反が存する(一〇対九)。
- (1) 申立人らの財産権に対する干渉の存在。

「本件収用許可は、法的には所有者が財産を使用し処分する権利に変更を加えるものではなかつたが、それは実際には、かかる権利が行使される可能性を相当程度限定するものであつた。それはまた、事に先んじていかなる収用も合法であると認め、都合がいいと思われる時にいつでも収用を行なう権限をストックホルム市に与える点で、所有権の実体そのもの(very substance of ownership ; substance même de la propriété) にも影響を及ぼすものであつた。」⁶¹⁾ 申立人らの財産権は不安定で解除可能(precarious and defeasible ; précaire et révocable)なものとなつたのである。⁶²⁾ また、「建物建設の禁止に関していえば、それは明らかに、申立人がその財産を使用する権利を制限するものであつた。」⁶³⁾

「したがつて、申立人らの財産権に対する干渉(interference ; ingérence)は存在したのであり、人権委員会が正当にも指摘したふうに、その干渉は、長期にわたり土地収用許可と建物建設禁止を組み合わせて用いることにより、疑いなく、より深刻な結果を招くものであつた。」⁶⁴⁾

(2) 申立人らの財産権に対する干渉の正当化事由

「そこで当裁判所の認定した干渉が第一条に違反するものであつたか否かを判断する必要がある。」「当該条項は三つの異なる規範を含んでいる。第一の規範は、一般的性質を有するもので、財産の平穏な享有〔フランス語——財産の尊重〕という原理を述べる。それは第一項第一文に置かれている。第二の規範

は、財産の剥奪に関するものであり、それを一定の要件に服せしめている。それは同項の第二文に表明されている。第三の規範は、國家が、特に、一般的利益にしたがつて財産権の行使を、その目的のために必要と考える法を施行することにより規制する権限を有する旨を認めてい。それは第二項に含まれている。」「当裁判所は、第一の規範が遵守されたか否かを考慮する前に、後の二つの規範が適用可能か否かを判断しなければならない。」⁶⁵⁾

(§ 61)

① 第一項第一文の適用可能性について。

「当裁判所の見解では、申立人の指摘する不利な効果は、問題となつた土地を処分する可能性が小さくなつた点から生じてゐる。こうした効果は、権利が不安定なものとなるような財産権に対する制限ゆえに、そしてその結果生じる土地の価値に対する制限ゆえにもたらされたものである。しかしながら、問題となつた権利は、その内容をいくらか失つたものの、消失したわけではない。問題となつた措置のもたらす効果は、財産の剥奪とみなしえるような類のものではない。……」「したがつて、本件に第一項第二文を適用する余地はない。」⁶⁶⁾ (§ 63)

② 第二項の適用可能性について。

「建物建設の禁止は、明らかに第二項にいう『財産の行使』を規制するものであつた。」⁶⁷⁾ 「他方、収容許可は、こうした財産の行使を制限ないし規制しようとするものではなかつた。それは財産の剥奪にいたる手続における第一段階であるから、

第二項の対象に該当するものではなかつた。それは第一項第一文により審査されなければならない。」(§ 65)

③ 本件収容許可は第一項第一文に違反するか。

「本件収容許可が、第一項第二文の対象にも、また第二項の対象にも該当するものではなかつたということは、上述の権利に対する干渉が第一項第一文に含まれる規定に違反するものであつたということを意味するものではない。」「この規定の目的から、当裁判所は、共同体における一般的利益の要求するところと、個人の基本的権利保護の要請との間で、公正な均衡がなされた (a fair balance was struck ; un juste équilibre a été maintenu) か否かを判断しなければならない。」こうした均衡の探求は、条約全体に固有のものであり、第一議定書第一条の構造にも反映されているのである。」(§ 69)

「本件で問題となつた当時効力を有していた法律の特徴は、

その硬直性 (inflexibility ; rigidité) であった。当該法律は、収用許可が全面的に撤回される場合——それには自治体の同意を要するが——を除き、関係土地所有者の置かれた状況を後日修正する手段を何ら定めていなかつた。」問題の収用許可の期間は、合わせると X₁ にあつては二三年間、X₂ にあつては一〇年間に及んだが、「その全期間を通じて、申立人らはその土地の行方について全く不安定な状態に置かれ、かれらの遭遇するであろう困難をスウェーデン政府によつて考慮してもらう権利を与えられていなかつた。」「当裁判所は、ストックホルム市が、その計画

を実行に移すために土地収用という選択肢を保持するにあたつて有する利益を、見過してきただけではない。しかしながら当裁判所は、スウェーデンの法が、それぞれの収用許可が付与され効力を有する長期の間に合理的な期間を設け、市の利益と土地所有者の利益とを見直す可能性を、なぜ排除したのか理解できない。本件においては、収用許可のもととなつた都市計画の概要が、また同時に申立人らの土地に向けられた使用目的が何度も修正されたため、こうした見直しの可能性の欠如は、いつそう納得のいかぬものとなつた。」(§ 70)

「当裁判所はまた、こうした期間全体を通じて存在した建物建設の禁止が、長期間にわたつて効力を有した収用許可の権利侵害的効果 (prejudicial effect ; répercussions dommageables) に、いつそう拍車をかけたと考える。……」(§ 72)

「このように考えてくると、本件における一つの一連の措置は、財産権の保護と一般的利益の要請との間でとられるべき公正な均衡を、根底から損なう事態を生ぜしめるものであつた。……」「当裁判所の見解では、申立人らが実際に損害を被つたか否かを、現段階で判断するのは適切ではない。かれらの置かれた法的状況それ自体のなかに、必要な均衡をもはや見出すことができなかつたのである。」(§ 73)

「したがつて本件で問題となつた、建物建設の禁止によりその効果が助長された収用許可是、両申立人との関係で、第一議定書第一条に違反するものであつた。」(§ 74)

(4) 本件建物建設禁止は第一項に違反するか。

「以上みてきたところから、当裁判所は、建物建設禁止それのみが、やむに第一議定書第一条に違反するか否かを判断する必要はないと考える」(§ 75)

2. 両申立人に関して第六条第一項違反が存する（一一対七）。

(1) 第六条第一項の適用可能性。

「申立人らの財産権は明らかに民事上の権利(civil rights)〔仏語：民事上のもの(un caractère civil)〕であり、実際この点については争いがなかった。やゝや、いついた権利が申立人らとスウェーデン当局との『係争』(contestation)の対象であつたか否かを決定する必要がある。」(§ 79)第六条第一項は、既に開始された訴訟のみに適用されるのではない。それは、自己の権利行使に対する干渉が違法であると考えるが、そうした主張を裁判所に提起でないことに不満を抱く者によつても援用され得るのである。(Le Comte, Van Leuven and De Meyere事件(Ser. A, No. 43)を引用)。(§ 80)「申立人らが、自分たちの財産権に影響を与える、かつそれぞれの期間について効力を有した措置の、実施および延長を違法とみなしたことに鑑みると、申立人らは、この国内法問題を裁判所によつて判断してもらつ権利を有した。」

(§ 81)「申立人らはまた、土地収用許可および建物建設禁止によりもたらされた損失の補償を求める法的手続きを、とることができなかつたという事実に対しても申立てを行なつていた。」

(§ 82)「したがつて、申立人らの『民事上の』権利に影響を及ぼす土地収用許可は、その有効期間とも関連して、第六条第一項にいう『係争』を生じるものであった。」(§ 83)

(2) 第六条第一項違反の有無。

まず、政府に収用許可の発布および延長を求める市議会の決定に関しては、確かに、申立人らはその問題をカウンティ行政委員会および必要に応じて最高行政裁判所に持ち込むことができた。「しかしながら、市議会の政府への要求は、それ自体、その段階では民事上の権利に干渉するのではなく、単なる予備段階にすぎなかつた。さらに、そうした要求の合法性は、必ずしも、それについて政府が下した最終的判断の合法性と同一の規準によるものではなかつた。」(§ 85)また、収用許可の発布および延長に関する政府の決定については、「行政裁判所に訴える途が開かれていない」「確かに、土地所有者は、そうした決定に對し、最高行政裁判所に手続再開を求めるにより、異議を唱えることができる。」しかしながら、そのためには法律の定める請求理由に依拠しなければならず、「やむに」政府が認めるよう、これは特別な救済であつて、稀にしか用いられない。このような申立ての受理可能性を考慮するにあたり、最高行政裁判所は、事件の実質的内容(merits; fond)を審査はしない。したがつてその段階では、最高行政裁判所は、民事上の権利に影響を及ぼす措置に対して完全な審査を行なうものではないのである。……要するに、上述の救済は、第六条第一項の要件に

見合うものではなかつたのである。」(§86)つまり、申立人らの件は、「問題のすべてにわたつて判断する権限を有する裁判所によつて、審理されることはできなかつた。したがつて、両申立人に関して、第六条第一項違反が存している」(§87)

3. その他の条約違反の主張について。

第一議定書第一条違反が認められた以上、同条との関連で条約第一七条および一八条違反の有無を審査する必要はない(§76)。また、申立人らが土地収用に際して差別的扱いを受けたとの証拠はなく、第一議定書第一条との関連で条約一四条違反は存在しない(§77)。さらに、条約第六条第一項についての判断に鑑みれば、同条項より要件が厳格でなくそれに吸収されうる条約第一三条違反の有無を審査する必要はない(§88)。条約第五〇条については判断の用意がなく、留保する(§89)。

【解説】

本件は、財産権を保障した歐州人権条約第一議定書第一条について、はじめて歐州人権裁判所により詳細な分析が行なわれ、はじめて同条違反が認定された事例であり、同条項を解釈する枠組および手法を理解するうえでも注目に値する事例である。しかしながら、おそらく事案の特殊性も手伝つて、この事件をどう評価するかをめぐつては、大きく意見の分かれるところもある。そうした事情は、例えば、本件の争点につき、委員会

においては条約一三条違反のみが認定され、また小法廷においては六条および一三条の解釈が問題にされていることからもわかるように、条約機関における手続を通じて、常に第一議定書第一条違反の問題として認識されてきたわけではなかつたこと、また最終的に第一議定書第一条違反および第六条第一項違反を認めた全員法廷にあつても、それぞれ一〇対九および一二対七の僅差による判断であつたことなどからもみてとることができる、本件の提示する問題の困難さをうかがわせている。こうした点を踏まえつても、ここでは、本判決において最も詳細な分析が展開された財産権をめぐる問題を、主たる考察の対象とすることとしたい。

歐州人権条約における財産権の保障は、条約本体に遅れること一年、第一追加議定書第一条(以下単に「第一条」ともいう)として一九五四年に発効した⁽¹⁾。同条は、第一項で「すべての自然人および法人は、その財産(possessions)を平穏に享有する権利[仏語では「その財産(biens)を尊重される権利」]を有する。何人も、公共の利益のため、かつ、法および国際法の一般原則に定める要件に服する場合を除いて、その財産(propriétés)を剥奪されない」と定め、続けて第二項で、「しかしながら、前項の規定は、一般的利益にしたがつて、あるいは租税またはその他の抛出または罰金の支払を確保する目的で、財産(property; biens)の行使を規制するために、国家がその必要とみなす法を施行する権利を妨げるものではない」と規定する。⁽²⁾

裁判所が、当初この一条違反を認定するどころか、その審査 자체に積極的ではなく、比較的簡単に一条違反の申立てを退けてきた点を考慮するなら⁽³⁾、本判决の下された一九八二年は、ひとつのターニング・ポイントであったと言えるであろう。

本判决の意義としてまず、第一条違反の有無を判断するにあたつての三つの規範による基本的な解釈枠組を提示したことが挙げられよう。本判决によれば、同条は、①一般的な財産権の享有の原則（一項一文）、②財産剥奪の要件（一項二文）、および、③一般的利益その他の目的のために、法により財産権行使を規制する国家の権限の容認（二項）といった三つの規範からなり、①が遵守されたかを考慮する前に、まず②と③が適用可能かを判断しなければならないという。このように、第一条の三つの規範への該当性を、むしろ別個に判断しようとするところに、本判决によるアプローチの特徴を見出すことができる。もつとも、①の一般原則について判断する前に、②および③への該当性を検討するといった手法は誤りであるとの批判がなされており⁽⁴⁾、実際、裁判所自身も、その後の判决において、これら三つの規範は別個独立したものではなく、②と③の規範は、①の規範に表明された一般原則に照らして解釈されるべき旨を指摘している⁽⁵⁾。

本件における法廷意見は、以上のような三つの規範のうち、本件は②でも③でもなく①のレベルで、つまり財産剥奪や財産行使規制の問題としてではなく、財産権享有にあたつて的一般

的制約の問題として理解する。もつとも、財産権に対する制限として、剥奪および行使規制とは区別される、こうした「第三のカテゴリー」とはどのようなものか、そもそもこのような制限が認められるのは、議論のあるところである。⁽⁶⁾ 実は、この点が本件法廷意見と合同反対意見との間で意見の分かれたところであった。本件を①の観点から、個人の権利と共同体の一般的利益の均衡の問題として論じようとする法廷意見に対しても、八人の裁判官による合同反対意見は、本件は③の規範が適用されるべき事例だと主張する。反対意見によれば、第二項が適用されるためには財産権者に一定の自由が残される必要があるのであり、さもないと、第一項二文にいう「剥奪」になってしまふ。そして、最終的には財産剥奪が予定されているにせよ、いまだ剥奪に至らず、財産権が制限されつつもその行使がなお可能であるような場合には、第二項が適用可能であるという。そこで、本件の措置が、この第二項によつて正当化されるか否かが問題になるが、この点について反対意見は、同項が国家の広範な「評価の余地」を認めたものであるという理解のもと、現代の大都市計画が、その策定には極めて困難な判断を、またその実施にはしばしば相当の期間を必要とし、その間事情に応じて変化し得るものであること、本件の長期にわたる収用許可と建物建設禁止について、政府は納得し得る理由を挙げており、しかもこの間申立人らは所有権を保持し財産権の行使も可能であつたこと、そもそも現代社会における土地所有権者は、さま

ざまな制約に服するものであることを指摘して、問題となつた措置が、第一条第二項で認められた、財産権を制限するための正当な目的を逸脱するものではないと述べたのである。⁽⁷⁾

合同反対意見の結論の是非はおくとしても、本件のような事案に対して、何故に一条二項における財産行使規制条項の適用が排除されるのかは、確かに疑問の残るところである。フロヴァインの指摘するように、問題となつた財産権の制限が一条一項二文の予定する「収用」に該当しない場合、それが二項に定める財産行使規制の手段として正当化されないなら、それは財産権の保障に対する侵害として一項一文違反を構成すると裁判所が考えるのだとしたら、それはいささか形式論にすぎるといわざるを得ないであろう。⁽⁸⁾ 裁判所自身は、本件で問題となつた収用許可が、収用そのものではないから一項二文には該当せず、しかしながら最終的には収用を予定したもので、財産行使の制限ないし規制を意図したものでもないから二項にも該当しないと述べている。しかしながら、それはむしろ、第一項第二文の収用条項と関連づけつつ、第二項の文脈にそつて考えられるべきものであり、収用に至っていない本件においては、なお第二項の財産行使規制のカテゴリーに含まれると考えられるべきものではなかろうか。⁽⁹⁾ こうした考え方を法廷意見がとり得なかつた一因として、すでに述べた三つの規範を別個に適用していくこととする手法が指摘できるかもしれない。しかしながら、裁判所は、その後の判断のなかでも、収用条項にも財産行使規制条

項にも該当しない「第三のカテゴリー」に属する規制をなお認めており、問題は依然残されたかたちになつていて⁽¹⁰⁾いる。

問題となつた一条違反を審査する基準として、裁判所が挙げるのは「公正な均衡」(a fair balance ; un just équilibre) のテストである。その実体において、おそらく利益衡量 (balancing) と異なることのないであろうこの手法により、裁判所は、本件における申立人らがその所有地に関し長期にわたり全く不安定な状態におかれ、その間かれらの困難を考慮してもらう機会がなかつたこと、さらに建物建設禁止が権利侵害的効果を助長したことなどを指摘して、共同体の一般的利益の要請と、個人の権利保護の要請との間で、公正な均衡は見出せないと判断している。この「公正な均衡」のテスト自体は、一条違反が問題となつたその後の判断でも受けつがれているが、後の判断では、併せて「比例性」(proportionality ; proportionnalité) のテストも用いられ、財産権を制限する立法の合理性、および採られた手段が目的との間で比例性を有するものかについて、審査がなされている点に鑑みれば、本件で用いられた審査基準がいさきか粗雑であることは否定できない。こうした点も、すでに述べたように本件判決が財産権制限の「第三のカテゴリー」を認め、一般的な財産権保障条項のレベルの問題として理解している」とと無関係ではあるまい。確かに、裁判所が用いる「比例性」テストも、必ずしも明確なものではなく、特に財産権の保障のように、条約締約国が広汎な「評価の余地」を保持すると考えられ

る領域にあつては、権利制限を肯定する方向で——日本流にいえば「緩やかな基準」として——作用する傾向にあるのは事実である。⁽¹²⁾ しかしながら、本件のようにいわゆる特殊な事案については、締約国の広い「評価の余地」を認め、一条二項の問題として「比例性」テストを緩やかに用いたとしても、なお条約違反が認定される可能性は十分あつたのではないか。

制定以来忘れ去っていたともえ言われた、歐州人権条約第一追加議定書第一条の問題にはじめて正面から取組み、現在に至るまで数少ない一条違反の判断を最初に下した本判決は、注目に値するものではあることは疑いない。しかしながら、そひで展開された一条の解釈理論は、様々な問題点を抱えているといえるのが、本判決の自然な評価であろう。い)のように、注田に值しきつ問題を抱える本判決ではあるが、既に指摘したように専ら第一条のみの問題として割り切ることにも問題があり、その事案の特殊性からすると、一条違反が問題となつた他の事例に及ぼす影響も、ある程度限定的なものとなり得るを得ないのではないかと思われる。

なお、本件では判断を留保された、条約旧五〇条(現四一条にあたる)に基づく被害当事者への「正当な満足」の付与について、後に裁判所は、スウェーデン政府がX₁に対して八〇万クラウンを、X₂に対して一〇万クラウンを、それぞれ損害賠償額として支払うべきこと(一一対五)、および同政府がX₁およびX₂に対して合わせて七一三一ハ六五クラウン七五ユール、フランス・フラン

にして一九四、一〇三三フラン未満の金額を、手続に要した費用として支払うべきこと(一一対四)を命じたこと(Ser. A, No. 88)。

(1)

財産権は、古典的な人権のひとつとされながらも、例えばその保障規定をおくに至らなかつた国際人権規約の例にみると、国際人権条約に盛り込むうえでは幾多の難点が存するところが指摘されてゐる。参照、薬師寺公夫「国際人権条約に於ける財産権(一)(1)・(2)」論叢一〇五卷(一九六一頁以下)(一九七九)一〇六卷(一九五八頁以下)(一九八〇)。地域的人権条約である歐州人権条約においても、財産権保障規定の策定にあたっては各国の見解の相違から一筋縄で事が運んだわけではなかつた。参照、同・論叢一〇五卷(一九七二頁以下) Peukert, Artikel 1 des 1. Z. P. in : J. A. Frowein/W. Peukert, Europäische Menschenrechtskonvention, EMRK-Kommentar (2. Aufl., 1996) S. 763 ff., Rnn 1-3.

(2)

「財産」はまだるゝ条約の文語によつては、英語では、"biens" 等も "property" の語が、仏語では、"possession" やもひ "propriété" の語が用ひられ、しかも両者の用ひのね方は両語間で対応してゐないが、裁判所は、起草準備作業なども含め、第一条がその実体において「財産権」(right of property; droit de la propriété)を保障するものであるとした上で、Marckx v. Belgium, Judgement of 13 June 1979, Series A, No. 31, § 63.

(3) 参照、Handyside v. United Kingdom, Judgement of

- (4) Frowein, The Protection of Property, in : The European System for the Protection of Human Rights (R. St. J. Macdonald et al ed.) (1994) pp. 515-516.
- (5) James and Others v. United Kingdom, Judgement of 21 Feb. 1986, Ser. A, No. 98, § 37.
- (6) 参照¹¹⁾ Hartwig, Der Eigentumsschutz nach Art. 1 des 1. Zusatzprotokolls zur EMRK, RabelsZ 63 (1999) pp. 561, 570-571.
- (7) Ser. A, No. 52, pp. 35-38. 以上が、10人の裁判官 (Wiard, Meersch, Bindschedler-Robert, Liesch, Gölcüklü, Matscher, Farinha, Enterria, Pettiti, Russo) の法廷意見によるべしの裁量官 (Zekia, Cremona, Vilhjálmsdóttir, Lagergren, Evans, Macdonald, Bernhardt, Gersing) の回反对意見の軒下である。なお、1番反对意見を書いた Walsh も、一条との関連では、本件の異議申立てが、実質上、都合の話の対象となるなかつたならば見ぬだであらう和解の喪失に関するものであるが、そうした事態は計画のあるといふ通姦生じ得るものであり、とりわけ本件で最終的な補償額が、やぐに収用が行なわれたので得られたであらう補償額をト回ぬふる証拠もないことを指摘し、本件の場合、一条一項および二項の適用可能であるが、されどやも、一条違反は存在しないとするべし。*Ibid.*, pp. 48-50.
- (8) Frowein, *supra*, note 4, p. 529.
- (9) *Ibid.*, pp. 529-530.
- (10) 参照¹²⁾ Erkner and Hofauer v. Austria, Judgement of 23 Apr. 1987, Series A, No. 117; Poiss v. Austria, Judgement of 23 Apr. 1987, Series A, No. 117 — 117回頭。
- (11) 参照¹³⁾ James and Others, *supra*, note 5; Lithgow and Others v. United Kingdom, Judgement of 8 July 1986, Ser. A, No. 102; Traktörer AB v. Sweden, Judgement of 8 July 1986, Ser. A, No. 102.
- 23 Apr. 1987, Series A, No. 117 ; Fredin v. Sweden, Judgment of 18 Feb. 1991, Series A, No. 192.
- (12) 参照¹⁴⁾ 門田著「歐州人権条約と『諸種の余地』の問題」櫻井雅夫編集代表『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』(11001年) 115-1頁以下、117—117回頭。
- (13) やぐに述べたように、本件では六条一項違反の有無をめぐつての意見が分かれている。判詞で示したように六条一項違反を認めめた法廷意見に対しては、第一議定書一条に關しては反対意見におおひた Cremona が同意意見を述べたる (Ser. A, No. 52, pp. 39-40)、他方、本件は六条一項が適用されないか Vihjálmsson 反対意見 (*Ibid.*, p. 41)、収用許可の存続期間が問題となつた本件は、民事上の権利に關するものではなく、係争も存在しなさふこと六条一項違反にはあたらないとする Lagergren 反対意見 (*Ibid.*, pp. 42-45)、および私権が何いかの影響を受けた場合には常に六条一項が適用可能なものの解釈やれどはならず、本件のように公法によって規律され公の政策判断を伴う分野について、大條一項の適用範囲外はあるとする五人の裁判官 (Farinha, Evans, Macdonald, Bernhardt, Gersing) による回反对意見 (*Ibid.*, pp. 46-47) がある。ただ、ノルマは詳細な分析は省略せざるを得ない。